

適格分割等による期中損金経理額等の 損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法人税法第 53 条第 5 項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第 31 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 52 条第 7 項並びに法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 133 条の 2 第 3 項及び第 139 条の 4 第 8 項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、その法人（連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人）が必要事項を記載して提出してください。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	6 8 の 4 6 ⑦(注 3)	2 2 の 4 8 (注 4)
3 2 ③	2 1 の 3	5 7 の 4 ⑩	2 1 の 1 1 ②
4 2 ⑦	2 4 の 3	6 8 の 5 4 ⑨(注 3)	2 2 の 5 5 ②(注 4)
4 4 ⑤	2 4 の 6	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 2 ②
4 5 ⑦	2 4 の 7	6 8 の 5 5 ⑭(注 3)	2 2 の 5 6 ②(注 4)
4 7 ⑦	2 4 の 8	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	6 8 の 5 6 ⑩(注 3)	2 2 の 5 7 (注 4)
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	5 7 の 8 ⑩	2 1 の 1 4 ②
5 0 ⑥	2 5	6 8 の 5 8 ⑩(注 3)	2 2 の 5 8 ②(注 4)
5 2 ⑦	2 5 の 6	5 8 ⑨	2 1 の 1 5 ⑦
5 3 ⑤(注 1)	2 5 の 8 (注 2)	6 8 の 6 1 ⑨(注 3)	2 2 の 5 9 ⑦(注 4)
法令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 8		
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 3		

(注 1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 4 号）による改正前の法
(注 2) 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 13 号）による改正前の法人税法施行規則
(注 3) 所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法
(注 4) 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）による改正前の租税特別措置法施行規則

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「連結子法人」欄は、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - (3) 「其他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。